佐野市行政経営システム再構築業務委託仕様書

１．業務委託名　　佐野市行政経営システム再構築業務

２．委託場所　　栃木県佐野市高砂町１番地

３．委託期間　　契約締結日から令和６年３月１５日まで

４．対象制度　　行政評価、総合計画、予算編成、人事評価、人材育成、業務改善（行政改革）、組織編制

５．行政経営システム再構築の目的

本市で行っている行政評価システムを中心とした、予算編成や総合計画策定、人事評価などの行政経営システムの現状分析及び検証を実施し、把握した課題を解決するために行政経営システムの再構築を図り、効果的、効率的な行政経営を目指すものである。

６．委託内容

（１）行政評価システムの問題点に係る調査及び改善の方向性提案

本市の現在の行政評価システムの問題点、課題を調査・分析し、改善の方向性について提案すること。また、必要に応じて関係課からのヒアリングを実施すること。

なお、提案にあたっては、令和８年度からの総合計画後期基本計画や次期基本構想も見据えた内容として提案することとし、検討にあたっては概ね以下の内容について検討すること。

・行政評価の種類
・評価対象
・評価方法（帳票含む）
・実施スケジュール

（２）行政評価システムと関連する仕組みの調査及び改善の方向性提案

本市の現在の行政評価システムと関連する仕組みにおいて、関連性に関する問題点、課題を調査し、改善の方向性について提案すること。

なお、概ね以下の内容についての検討を想定するが、関連する仕組みの追加若しくは削除については受託事業者及び庁内関係部署との調整において変更の可能性がある。

・総合計画
・予算編成
・人事評価
・人材育成
・業務改善
・組織編制

（３）庁内検討支援（事務局支援含む）

本業務を実施するにあたっては、関係課長・係長で構成する行政経営戦略会議のワーキンググループとして行政経営課、政策調整課、財政課、人事課の担当者を中心に検討をすることを想定しており、この会議における支援（説明資料作成、検討内容とりまとめ等）を行うこと。また、この会議での検討結果を最終的な提案として行政経営戦略会議及び幹

部層会議で説明する際の支援（説明資料作成、検討内容とりまとめ等）も合わせて行うこと。その他、庁内で検討を行うにあたって必要な支援が発生した場合には対応すること。なお、庁内検討各会議の実施回数、実施時期については、受託事業者の提案を踏まえて決定することとする。

（４） 方針策定

検討結果として、（１）及び（２）の内容提案を（３）庁内検討を経てまとめた内容を行政経営システム運用指針としてとりまとめること。

７．成果品

本業務における成果品として、次のものを紙媒体及び電子データにより納品するものとします。

（１）業務報告書（上記「６委託内容（１）、（２）、（３）」の実績をまとめたもの）

紙媒体：３部、電子データ：１部（ＣＤ－Ｒ等の媒体とし、使用するソフトはワード、エクセルとします。）

（２）行政経営システム運用指針（上記「６委託内容（４）」を満たすもの）

紙媒体：３部、電子データ：１部（ＣＤ－Ｒ等の媒体とし、使用するソフトはワード、エクセルとします。）

８．その他

（１）委託見積金額

委託見積金額は、現状分析及び改善策の提案、方針等の作成及び委託内容に係る交通費・宿泊費など、すべての経費を含めた金額とします。

（２）打合せ等

業務の実施に当たっては、逐次本市担当者と打合せを行い、円滑な進捗を図ることとします。本市担当者の指示に対しては誠実かつ迅速に対応してください。

（３）仕様書の委託内容

本仕様書は、業務の概要を示すものであり、業務内容の詳細については、プロポーザル実施後、選定された受託業者と本市の協議により仕様書を決定します。

（４）秘密の保持等

本業務の遂行に際し知り得た情報は、いかなる場合においても第三者に漏らさないでください。ただし、本業務の遂行に必要な場合で、かつ本市の許可を得た場合はこの限りではありません。

（５）疑義の解消

その他、本仕様書に定めない事項や詳細について疑義が生じた場合には、その都度遅滞なく本市担当者と協議により決定するものとします。